

芦屋市国民健康保険を脱退されるかたへ

1 保険料の精算

- ◆ 脱退手続きをされた翌月（手続きが月の営業日初日の場合は当月）中旬頃までに、精算後の国民健康保険料納額通知書（以下「納額通知書」といいます。）を郵送します。
- ◆ 今月納期分の保険料はそのままの金額で納めてください。届出の翌月に過不足を精算します。
- ◆ 精算額に比べてこれまでにお支払いされた保険料額が多い場合は、脱退手続きの翌月下旬までに、納額通知書と共に還付についてのお知らせを郵送します。
※遡って脱退される場合、届出月の保険料を納める必要がない場合があります。詳しくは、保険係までご連絡いただくか、下記の表をご参照ください。
※特別徴収（年金からの天引き）で納付されていた方は、精算方法が異なります。詳しくは、後日お送りする納額通知書をご確認ください。

2 遡った日付で脱退手続きをされた方へ

- ◆ 過去の日付に遡って脱退手続きをされた方で、その日から本日までの間に芦屋市国民健康保険の保険証を提示して受診したことがある場合は、受診した医療機関へ受診日時点で健康保険が切り替わっていたことを必ず連絡してください。
- ◆ 前述の場合、芦屋市国民健康保険が負担した給付割合分の医療費について、後日、世帯主様に請求することがあります。
芦屋市国民健康保険から請求があったときは、請求に基づいてお支払いされた際の領収証と、請求に同封する診療報酬明細書（レセプト）（開封厳禁の茶封筒入り）を添えて、受診日時点で加入している健康保険にご申請ください。お支払いされた給付割合分の医療費が返還されます。

3 未納となっている保険料がある方へ

- ◆ まだご納付いただいていない過去の保険料についても、引き続きお支払いいただく必要があります。
- ◆ お支払いが難しい場合や納付書を紛失された場合は、徴収係で承りますので、ご相談またはご連絡ください。

◎芦屋市の福祉医療制度を利用されている方については、新たに加わされた健康保険の情報を福祉医療担当課に連絡することがあります。

（参考）4月からご加入のかたは7月に保険料を通知し、支払時期が以下のようになっています。

1期 (7月末)	2期 (8月末)	3期 (9月末)	4期 (10月末)	5期 (11月末)	6期 (12月末)	7期 (1月末)	8期 (2月末)	9期 (3月末)			
4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

芦屋市 保険課 保険係 TEL 0797-38-2035 FAX 0797-38-2158
徴収係 TEL 0797-38-2226 FAX 0797-38-2158